

藤沢市手数料条例の一部改正について  
藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市手数料条例の一部を改正する条例

藤沢市手数料条例（平成12年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第4の2の表1の項中「第5項」を「第7項」に、「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に、「当該申請に」を「同条第1項から第5項までの申請にあつては」に改め、同項法第5条第1項から第7項までの規定による長期優良住宅建築等計画等の認定の申請に対する審査（同条第1項から第5項までの申請にあつては併せて法第6条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合を除く。）の項(1)申請前にあらかじめ当該計画について登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けている場合の項金額の欄第3号中「増築又は改築する場合」を「増築若しくは改築をする場合又は既存の一戸建て住宅の場合」に改め、同欄第4号中「増築又は改築する場合」を「増築若しくは改築をする場合又は既存の共同住宅等の場合」に改め、同表1の項法第5条第1項から第7項までの規定による長期優良住宅建築等計画等の認定の申請に対する審査（同条第1項から第5項までの申請にあつては併せて法第6条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合を除く。）の項(2)(1)以外の場合の項金額の欄第3号中「増築又は改築する場合」を「増築若しくは改築をする場合又は既存の一戸建て住宅の場合」に改め、同欄第4号中「増築又は改築する場合」を「増築若しくは改築をする場合又は既存の共同住宅等の場合」に改め、同表3の項中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改め、同項法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画

等の変更の認定の申請に対する審査（当該申請に併せて同条第2項において準用する法第6条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合を除く。）の項(1)申請前にあらかじめ当該計画の変更について登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けている場合の項金額の欄第3号中「増築又は改築する場合」を「増築若しくは改築をする場合又は既存の一戸建て住宅の場合」に改め、同欄第4号中「増築又は改築する場合」を「増築若しくは改築をする場合又は既存の共同住宅等の場合」に改め、同表3の項法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画等の変更の認定の申請に対する審査（当該申請に併せて同条第2項において準用する法第6条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合を除く。）の項(2)(1)以外の場合の項金額の欄第3号中「増築又は改築する場合」を「増築若しくは改築をする場合又は既存の一戸建て住宅の場合」に改め、同欄第4号中「増築又は改築する場合」を「増築若しくは改築をする場合又は既存の共同住宅等の場合」に改め、同表4の項中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改め、同表中備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同備考の前に次のように加える。

- 1 この表において「長期優良住宅建築等計画等」とは、長期優良住宅建築等計画及び長期優良住宅維持保全計画をいう。

#### 附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

#### 提案理由

この条例を提出したのは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部が改正され、新たに既存住宅が長期優良住宅に認定できる対象となったことに伴い、所要の改正をする必要による。